

公募公告

下記のとおり公募に付します。

なお、本入札に係る落札決定及び契約締結の条件は、令和8年度予算が成立し、予算示達された場合とします。

令和8年3月19日

沖縄振興開発金融公庫
会計役 前村 司

記

1. 公募に付する事項

- (1) 件名：新たな顧客管理・融資支援システムの導入に係るテスト・移行等業務
- (2) 契約期間：契約締結日～令和8年10月28日

2. 目的及び概要

本調達は、令和6年度に実施した要件定義及び令和7年度に実施した設計・開発等（以下「前工程」という。）を踏まえ、公庫が目指すべき出融資業務プロセスに即した、最適化されたシステムを導入し、及びシステム導入後の安定的な運用を実現するためのテスト・移行等業務を実施するものであり、もって公庫業務の高度化・デジタル化による顧客支援の充実、沖縄振興への一層の貢献等を目指すものである。

なお、本件は、前工程を踏まえて新システムのテスト・移行等を行うものであり、システム開発の観点からは一体となって実施することが望ましく、現行システムの仕様を十分に理解している特定業者のみが履行可能と考えるが、他に公募要件を満たし業務履行が可能である者の有無を確認するために公募を実施するものである。

3. 公募期間

令和8年3月19日（木）から令和8年4月8日（水）17時

4. 公募に参加する者に必要な資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)において、令和7・8・9年度「役務の提供等」の「情報処理」に係る一般競争参加資格の認定を受けており、九州・沖縄地域において「A」等級に格付けされた者であること。
- (3) 品質マネジメントシステムの規格である「JIS Q 9001」又は「ISO9001」（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を業務を遂行する組織が有していること、又は、上記と同等の品質管理手順及び体制が明確化された品質マネ

ジメントシステムを有している事業者であること。

- (4) 情報セキュリティ実施基準である「JIS Q 27001」、「ISO/IEC27001」、「ISMS」の認証を有している、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けている、又は個人情報扱うシステムのセキュリティ体制が適切であることを第三者機関に認定された事業者であること。
- (5) 公庫と同規模（職員数 300 名程度）以上の官公庁（国家機関・地方公共団体・独立行政法人等）、金融機関その他公庫と類似する業務を行っている企業等に対して、新システムで利用するクラウドサービス基盤と同種、かつ、同規模以上のシステムに関するテスト・移行等を含む開発業務を行った実績を過去 3 年以内に有すること。
- (6) 新システムで利用するクラウドサービス基盤について、国内金融機関その他公庫と類似する業務を行っている企業等での導入実績を 3 件以上有すること。
- (7) 当公庫の定める仕様書等の要求を全て満たすこと。
- (8) 個人情報保護に関する取組みについて、必要条件を満たしていること。
- (9) 指名停止処分を受けていないこと。

5. 仕様書等の交付方法及び交付期限

(1) 交付方法

本公告の日から、原則として、電子メールにより交付する。交付を希望する者は必要事項（件名、住所、社名、担当者所属及び氏名、電話番号）を記入し、電子メールを庶務部庶務課代表アドレス（shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp）に送信すること。但し、交付は土曜、日曜、祝日を除く平日に行う。

(2) 交付期限

令和 8 年 4 月 8 日（水）17 時

6. 申込方法

参加を希望する者は、令和 8 年 4 月 8 日（水）17 時まで、応募要領にて示す提出書類を項番 8 の申込・問い合わせ先へ、項番 7 の提出方法にて提出すること。

7. 提出方法

持参又は郵送による。提出場所は項番 8 と同じ。

郵送の場合には、簡易書留郵便にて、申込期限必着で送付すること。

8. 申込・問い合わせ先

〒900-8520 沖縄県那覇市おもろまち 1 丁目 2 番 26 号

沖縄振興開発金融公庫 本店 庶務部庶務課 担当：知念・関

電話：098-941-1700 FAX：098-941-1940

E-mail：shomu_choutatsu@okinawakouko.go.jp

9. 契約者の決定方法

応募要領のとおり

10. 必要書類の無効等

本公告に示した公募に参加する者に必要な資格等のない者の申込書等は無効とする。

11. その他

(1) 申込及び契約手続において使用する言語

日本語に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

他、細部は、応募要領及び仕様書のとおり。

以上